

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北広島市立西の里小学校 令和2年（2020年）年11月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



いじめの対応について

・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に注目して、いじめに該当するかどうか判断します。

・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策委員会を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。

・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえ、対応する必要があります。

家庭（保護者）の責務

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

◆ 保護者は、児童生徒がいじめを受けている場合には、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情を十分に理解し、対応することが望まれます。

地域の役割

地域は子どもにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組むことができる場として、発達の段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を有しています。

◆ 児童生徒がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡するなどして、児童生徒の抱える問題の解決に努めることが望まれます。



2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。

西の里小学校 いじめ防止基本方針 の概要

いじめは、重大な人権侵害であって、絶対に許される行為ではない。いじめを受けた場合、児童は心や体に深刻な影響を受ける。この基本方針では、学校の内外を問わずいじめが行われなくなり、全ての児童が安心して過ごせるようにすることを目指す。また、いじめが発生した場合、家庭や関係機関と連携し、まず、いじめを受けた児童の保護の重要性を認識し、その手立てを用意し、いじめの早期の解決を目指していく。

西の里小学校 いじめ防止対策委員会 の役割や活動

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的を開催する。また、いじめ等が発見された場合には、担当が一人で対処するのではなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、その上で同委員会が中心となって他の業務に優先して、関係する児童から聞き取りをするなど情報を収集し、いじめの事実確認を行うなど、組織的に一貫した対応を取る。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先011-375-2520（学校代表電話）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「いじめ対策委員会」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

相談窓口のご案内

相談窓口	電話番号	相談時間等
北広島市子どもサポートセンター（面談）	011-372-3311 (内線 4823・4825)	面談は毎週水曜日 9時～16時45分（要予約）
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24時間
北海道立特別支援教育センター（電話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
石狩教育局教育相談電話（電話）	011-221-5297	祝日・年末年始を除く平日 8時45分～17時30分



子ども相談支援センターイメージキャラクター

北広島市立西の里小学校のホームページで、いじめ防止基本方針の内容を掲載しています。